

損害賠償額の決定について

次のとおり損害賠償額を決定する。

2018年（平成30年）9月3日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

1 損害賠償額

6,742,240円

2 相手方

茅ヶ崎市

3 事故の概要

2015年（平成27年）9月12日、高所からの転落による受傷に対し藤沢市民病院で救急治療を行った際に、左肘関節脱臼の治療を行ったが、左手月状骨脱臼を見落としたことにより、左手に可動域制限が生ずる損害を与えたもの

提案理由

藤沢市民病院における医療事故に係る損害賠償額の決定をしたいので、地方自治法第96条第1項第13号の規定により提出する。

参 考

地方自治法 抜粋

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(13) 法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること。